組合員限定特別定期時金

[取扱期間] 令和6年12月2日 ▶ 令和7年1月31日 逾



スーパー定期・大口定期



(税引後 年0.258%)

ご契約額

50万円以上

新規資金での預入に限らせていただきます

※当JAから出金された資金は対象になりません

期間

1年(自動継続)

ご利用 いただける方 当JA組合員の方(ご家族含む)

※新規にご加入いただける方も対象となります

※金利情勢に変化があった場合、金利の見直し、またはお取扱いを中止にすることがあります。



くわしくは最寄りの支店窓口へおたずねください。

久		野	(34)5363	曽	我の	里	(42)0747	湯	河	原	(62)3183	中		井	(81)1121	岡	4	(74)1611
足		柄	(35)3518	下		中	(43)0312	湯	可原中	央	(62)6146	井	1	П	(81)0351	福	汧	74)1612
報		徳	(36)2184	片		浦	(29)0011	真	鶴 駅	前	(68)2135	松		田	(82)4158	開	瓦	रे (82)0169
成		田	(36)3166	大		窪	(24)2318	箱		根	0460(82)2208	山		北	(75)0004			
下	府	中	(47)4831	玉	府	津	(47)4178	大		井	(82)0154	清		水	(77)2010			





(82)2286

★ 取 扱 期 間 ★ 令和6年12月2日(月)~令和7年1月31日(金)

	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□									
商 品 名	● 組合員限定 特別定期貯金									
ご利用いただける方	● 当JA組合員の方(ご家族含む) ※個人に限る。※新規にご加入いただける方も対象となります。● 新規に預入いただいた資金限定									
期間	● 1年の定型方式 ● 自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いとします。									
預 入 方 法 1.預入方法 2.預入金額 3.預入単位	● 一括預入● 50万円以上● 1円単位									
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。									
利 息 1.適用金利 2.利払頻度 3.計算方法 4.税 金 5.金利情報の入手方法	 ● 預入時の約定利率0.325%を満期日まで適用します。 ● 自動継続後、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ● 20.315% (国税15.315%、地方税5%)※ の源泉分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ● 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 									
手 数 料	_									
付加できる特約事項	 総合□座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率。) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 通帳レス□座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス□座利用規定が適用される貯金□座の残高・出入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 									
中途解約時の取扱い	 ●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ●スーパー定期貯金〈単利型〉 (1)預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2)預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50% ●大口定期貯金 次のA.およびB.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A.預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50% B.約定利率									
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する 決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」 という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。									
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	 ●苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室(電話番号:0465-47-7136)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話番号:045-211-7716) 									
その他参考となる事項	● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。									